



長野県報

3月12日(木)
令和8年
(2026年)
第691号

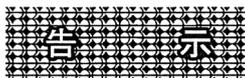
目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定辞退の届出(地域福祉課).....	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(疾病・感染症対策課).....	3
都市計画事業の事業計画の変更認可(水道・生活排水課).....	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課).....	4
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	8

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(6件)(産業立地・IT振興課).....	8
県営土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課).....	13
建築士法に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築住宅課).....	14
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課).....	15
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課).....	15



長野県告示第97号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
佐久平駅前メンタルクリニック	佐久市佐久平駅東21-2 1F-B	令和8年2月1日
けんたろう脳神経外科	千曲市鋳物師屋403-2	令和8年2月1日
埴生いせや薬局	千曲市鋳物師屋402-2	令和8年2月1日
クスリのアオキ信濃松川薬局	北安曇郡松川村5794番地4	令和8年2月1日

地域福祉課

長野県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
はやし内科クリニック	上田市小島237	はやし内科クリニック	五野医院	令和7年12月1日

地域福祉課

長野県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人古田産婦人科医院	伊那市中央4635番地2	令和8年1月1日

地域福祉課

長野県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
まつむら小児科医院	駒ヶ根市赤穂1630-1	令和8年3月31日
宮下歯科医院	大町市大町4086	令和8年1月31日

地域福祉課

長野県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
高陵歯科医院	飯田市上郷黒田572-9	令和8年1月31日

地域福祉課

長野県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

名 称	住 所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
横山 俊英	佐久市平塚278-1 ヴィ ラ・グランツB202	佐久市平塚278-1 ヴィ ラ・グランツB202	小諸市乙1114-15	令和6年2月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
みよた接骨院	北佐久郡御代田町大字御代 田小田井1652	みよた接骨院	みよた接骨院コンディショ ニングセンター	令和8年2月1日

地域福祉課

長野県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
ななかまど診療所	長野市大字上駒沢1234番地1	令和8年3月1日
ゆずの木ホームクリニック	佐久市長土呂806番地5	令和8年3月1日
アメリカンドラッグ松本並柳薬局	松本市並柳1丁目10番18号	令和8年3月1日
殖生いせや薬局	千曲市鑄物師屋402-2	令和8年3月1日
アルプス訪問看護	松本市清水2-3-7 KRワークス清水1階B	令和8年3月1日
元気ステーション	北佐久郡御代田町塩野1313	令和8年3月1日

疾病・感染症対策課

長野県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

池田町

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画下水道事業 池田町公共下水道

3 事業施行期間

平成6年1月20日から

令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年1月20日長野県告示第57号、平成10年1月12日長野県告示第12号、平成11年8月26日長野県告示第480号、平成15年3月17日長野県告示第158号、平成21年12月14日長野県告示第571号、平成27年11月5日長野県告示第495号、平成30年10月11日長野県告示第544号、令和6年2月15日長野県告示第90号の事業地のうち、大字会染字内鎌、字洪田見、字高瀬橋南、字滝沢、字十日市場、字中島、字花見、字林中及び字相道寺並びに大字池田字一丁目、字豊町及び字堀之内並びに大字中鶴字鶴山及び字中之郷において事業地を変更する。

水道・生活排水課

長野県告示第105号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

駒ヶ根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第106号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第107号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡箕輪町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第108号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

飯島町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第109号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中川村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第110号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第111号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

国立公園事業用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月12日

長野県須坂建設事務所長 河原輝久

1 道路の種類 県道

2 路線名 牧千俣線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の44地先から 上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の369地先まで	旧	m 7.3 ~ 25.8	km 0.8353
同 上	新	7.3 ~ 25.8	0.8353

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

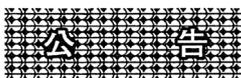
その関係図面は、告示の日から令和8年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月12日

長野県須坂建設事務所長 河原輝久

- 路線名 牧千俣線
- 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の369地先から
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の369地先まで
- 供用を開始する期日 令和8年3月12日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
諏訪ステーションパーク2
茅野市中沖11-2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社OPA
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社OPA	渡邊 祐子	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社OPA	小野 大輔	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
有限会社オートアスリート	横田 英俊	茅野市中沖9番地7

(変更後)